

# 未成年者の単独受診について

診療は契約行為に該当しますが、民法上、未成年者単独での完全な診療契約は認められておりません。そこで当院では以下のルールに従って診療を行います。尚、単独受診が許可された場合でも、一部の処置、投薬等を制限させて頂くことがあります。予めご了承ください。

	<b>初診</b> (再初診を含む)	<b>再診</b> (アレルギー薬の継続処方限定)
中学生未満	<b>不可</b> 保護者等の同伴が必要	<b>不可</b> 保護者等の同伴が必要
中学生以上 18歳未満※ ※:就労しており本人名義の 保険証のある方は除く	<b>不可</b> 保護者等の同伴が必要	<b>条件付き可</b> 医師が単独受診を許可した場合
18歳以上 (成年に該当)	<b>可</b>	<b>可</b>